

公益財団法人予防医学事業中央会事業割会費の経過措置に係る規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人予防医学事業中央会入会費及び会費に関する規程（以下「会費等規程」という。）第3条に定める会費（事業割会費）の令和6年度から令和9年度の間における経過措置について定める。

(事業割会費の額)

第2条 令和6年度から令和9年度の事業割会費の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 令和6年度の事業割会費は、会費等規程第3条で定める額から令和5年度の確定した事業割会費の額（以下「令和5年度事業割会費額」という。）を減算した額の5分の1（1,000円未満切り捨て）を、令和5年度事業割会費に加算した額（1,000円未満切り捨て）とする。
- (2) 令和7年度の事業割会費は、会費等規程第3条で定める額から令和6年度の確定した事業割会費の額（以下「令和6年度事業割会費額」という。）を減算した額の4分の1（1,000円未満切り捨て）を、令和6年度事業割会費に加算した額とする。
- (3) 令和8年度の事業割会費は、会費等規程第3条で定める額から令和7年度の確定した事業割会費の額（以下「令和7年度事業割会費額」という。）を減算した額の3分の1（1,000円未満切り捨て）を、令和7年度事業割会費に加算した額とする。
- (4) 令和9年度の事業割会費は、会費等規程第3条で定める額から令和8年度の確定した事業割会費の額（以下「令和8年度事業割会費額」という。）を減算した額の2分の1（1,000円未満切り捨て）を、令和8年度事業割会費に加算した額とする。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。